

完全週休2日制を確保する工事の試行要領

(主旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取り組みの一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」という。）と工事現場の労働者を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者において、労働環境改善に対する意識を促進させるための「週休2日制を確保する工事」（以下、「週休2日制工事」という。）を試行するにあたり必要な事項を定める。

2 この要領は、山梨県農政部が発注する工事に適用する。

(入札公告、特別仕様書での明示)

第2条 発注機関の長は、週休2日制工事を実施する場合は、「受注者希望型」とし、入札公告および特別仕様書において「週休2日制工事」であることを明示する。

受注者希望型：受注者が、工事着手日までに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

2 発注機関の長は、前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者からの希望があった場合は、協議により週休2日制工事にすることができるものとし、その取組は、受注者希望型と同様とする。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象は、原則として、一千万円以上の一般競争入札方式で公告する全ての工事とする。

2 以下のいずれかに該当する工事は、週休2日制工事の対象外とする。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事
- (3) 現場条件や完成期日等、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 上記以外で、週休2日制工事に適しないと発注者が判断する工事

(受注者の取り組み内容)

第4条 週休2日制工事の受注者は、土地改良共通仕様書に定める工事着手の日から現場作業が完了するまでの間、受注者の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間、一斉に休日とするとともに、労働環境にも配慮する。

2 受注者は、第1項で定めた休日において、工事現場を閉所とし、予め現場閉所計画書(以

下「計画書」という。)を提出する。

なお、この現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。

- 3 受注者は前項で定めた計画書に対する毎月の現場閉所実績書(以下「実績書」)を翌月7日以内(土、日、祝日を除く)に発注者に報告する。
- 4 受注者は対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に連絡する。
- 5 受注者は、第1項の取組を行った場合は、現場閉所実績集計表について発注者の確認を受ける。
- 6 受注者は、下請企業に対し、週休2日制工事の取り組みにあたり必要な事項について協力を依頼する。
- 7 受注者は、施工計画作成時に工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事標準請負契約約款」第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

(周辺住民への周知)

第5条 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、週休2日制工事であることを記載した掲示をする(A3版程度)。

(アンケートの実施)

第6条 週休2日制工事の検証を行うため、受注者(下請企業を含む。)は、目的物の引き渡しまでに別に定めるアンケートに回答する。

(積算方法)

第7条 週休2日の確保に取り組む工事について、対象工事期間の現場閉所状況に応じてそれぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率		28.5%(8日/28日)以上	25%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25%未満
土 木 ※	労務費	1.05	1.03	1.01
	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	1.03
	現場管理費(率分)	1.07	1.05	1.04

※現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して作業が行われない状

態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行える。

補正方法

- 労務費＝労務費合計×週休2日補正係数
- 機械経費（賃料）＝機械経費（賃料）合計×週休2日補正係数
- 共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×週休2日補正係数
- 現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×週休2日補正係数

（工事成績評定）

第8条 発注者は、第4条で定める受注者の取組に対し、別表「週休2日制工事の取組に対する評価項目」により評価する。

別表 週休2日制工事の取組に対する評価項目

取組内容	考查項目
試行要領第4条第1項 （労働者の週休2日制）	週休2日制確保への取組を創意工夫の対象とし、第3第1項について評価した場合、取組状況に応じて「5. 創意工夫」で評価する。
試行要領第4条第2項 （工事現場の週2日休工）	予定通り休工できた場合は「4. 工事特性-1. 施工条件等への対応-II 都市部等の作業環境、社会条件への対応」で評価する。

（総合評価落札方式に関する事項）

第9条 山梨県が発注する総合評価落札方式の工事に関する評価方法等は、「山梨県建設工事総合評価実施要領」に基づき実施するものとする。

附 則

この要領は令和2年 7月1日から適用する。

この要領は令和2年11月1日から適用する。

この要領は令和3年 6月1日から適用する。

この要領は令和4年 6月1日から適用する。